

静峰ふるさと公園イルミネーションイベント時におけるキッチンカー等飲食臨時店舗出店者募集要項

1 対象について

市が利用可能と定める区画内において、以下のいずれの要件を満たす飲食物の販売を行う者（以下「出店者」という）であること。

ア 静峰ふるさと公園（那珂市静 1720-1）での営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者（例：県内一円 など）

イ 誓約書に同意した者

2 利用可能とする飲食出店等の概要

（1）場所

別紙「静峰ふるさと公園イルミネーション出店可能範囲図」に示す範囲を飲食出店等で利用可能とする。ただし、同日に同一の出店者が利用可能な区画は 1 区画までとし、区画あたりの占有面積は、8 m²以下とする。

（2）販売品目

飲食物または物品を販売可能とする。ただし、販売可能な品目から次に掲げるものは、販売不可とする。

【販売不可とする品目】

- ・ 酒類
- ・ 保健所から製造販売の許可を得ていない飲食物
- ・ 射幸心をあおるもの
- ・ 一般来園者への傷害行為や、破壊行為等につながる恐れのあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ その他法令等に抵触するもの

（3）出店可能日時

令和 7 年 1 2 月 6 日（土）～1 2 月 2 5 日（木）

午後 4 時 3 0 分から午後 7 時 3 0 分までとする。ただし、それ以外の時間での出店は予め那珂市と協議すること。

（4）利用に係る条件等

出店者は、次に掲げる条件等の遵守を誓約すること。

ア 電気及び水道について

- ・ 出店者が公園の電気及び水道設備を使用することは原則許可しない。やむを得ず必要とする場合は事前に市と協議し、許可を得ること。

イ 廃棄物の処理について

- ・廃棄物が発生する場合は、出店者がゴミ箱を用意し、占有する区画内の見える場所に設置すること。
- ・回収した廃棄物は、出店者自身で持ち帰り、適正な処理を行うこと。
- ・販売物の購入者に対し、廃棄物の適正な処理を促すこと。
- ・汁物や油類などの廃液を公園内で廃棄することは厳禁とする。

ウ 一般来園者への配慮について

- ・一般来園者に危害を及ぼさないこと。
- ・拡声器や音響機器を使用しないこと。
- ・振動や騒音、悪臭、蛮行など一般来園者に嫌悪を生じさせる行為は行わないこと。
- ・喫煙は、公園内の所定の場所において行うこと。
- ・園内で車両を走行させる場合は、ハザードランプを点灯し、一般来園者の往来を最優先に、最徐行とすること。

エ 出店者の責任について

- ・利用に係る責任者やスケジュールを定めること。
- ・出店者の行為に起因して事故や紛争、その他損害が生じた場合、出店者が一切の責任を負い、誠意をもってその賠償を行うこと。
- ・衛生管理を徹底し、食中毒の予防ならびに新型コロナウイルス感染症及びその他伝染病の蔓延防止を図ること。

オ その他の事項

- ・市及び公園への名誉毀損や管理運営の妨害行為を行わないこと。
- ・販売物とは関係のない事項について、広報及び宣伝活動を行わないこと。
- ・指定された場所以外では火気を使用しないこと。
- ・出店については、各日申し込み順とする。

(5) 使用料について

静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例に基づき、使用料について次に掲げる全ての事項を適用する。

- ・1区画1日あたり1, 550円とする。
- ・出店期間終了後に、出店日数の報告及び使用料の納付を行う。

3 利用に係る許可申請の手続きについて

(1) 許可申請の提出期限について

許可申請の提出期日

次に掲げる全てに該当する期日で許可申請を提出すること。

- ・公園を利用する最初の日から起算し、3週間以上前であること。
- ・那珂市役所の開庁日時であること。

(2) 提出書類について

次に掲げる書類を全て提出すること。

- ① 静峰ふるさと公園使用許可申請書（市指定様式）
- ② 誓約書（市指定様式）
- ③ 販売品目一覧（任意様式）
- ④ 営業許可書の写し

※許可申請を行う日時及び場所が営業許可書に記載されていること。

- ⑤ その他市が必要とするもの

(3) 提出方法について

提出書類を那珂市産業部商工観光課に持参または郵送すること。電子メールまたはFAXでの提出も可とするが、那珂市商工観光課に電話にて到着確認を行うこと。

(4) 許可の可否について

許可書の発行により決定する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、すでに許可した利用でも即時にその許可を取り消す場合がある。

- ・申請に虚偽の内容が認められたとき
- ・利用に係る条件等に違反したとき
- ・災害やその他緊急事態の発生により、市が公園の利用制限を行うとき

以上